

第2回白河市復興推進協議会会議概要

日 時	平成26年1月14日(火) 10:30~10:50
場 所	白河市役所 地下第4会議室
構成員	住友ゴム工業株式会社 株式会社東邦銀行 福島県 白河市
参加者	住友ゴム工業株式会社 経理部 課長 蒲原 久弥 株式会社東邦銀行 白河支店 支店長 石井 隆幸 次長 石川 淳一 福島県県南地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 主任主査(地域経済雇用担当) 小山 太郎 白河市産業部商工課 課 長 齋藤 稔 主任主査兼係長 鈴木 卓雄 副 主 査 林 和俊

【次 第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ (白河市産業部商工課長)
- 3 出席者紹介
- 4 経 過 説 明
 - (1) 経過の説明
 - (2) 白河市復興推進協議会設置要綱について
- 5 議 事
 - (1) 「白河市復興推進計画(案)」について
 - (2) その他
- 6 閉 会

【議事概要】

◎あいさつ

東日本大震災後、白河市においては、ほとんどの復旧作業を終え、復興そして発展へ向けて進んでいるところです。

本日は、東日本大震災復興特別区域法第4条に基づく、復興特区支援利子補給金制度を活用するために復興推進計画(案)のご協議いただくため、お集まりいただきました。

本日の案件につきましては、市内の産業の活性化及び雇用の創出に繋がる重要な案件でございますので、慎重なご審議をお願いいたします。

◎出席者紹介

(出席者の紹介を行った。)

◎経過説明等

○事務局

①経過の説明

復興特区支援利子補給金の制度を受けるため、住友ゴム工業株式会社より申請をいただきまして12月18日に応募し、同月27日に採択を受けました。採択後は、復興推進計画の認定申請が必要となりますが、計画を協議する復興推進協議会の設置が必要となるため、本日お集まりいただいているところです。

②白河市復興推進協議会設置要綱について

協議会の構成については、白河市復興推進協議会設置要綱第3条の規定にあります別表のとおり、本市、復興特区支援貸付事業の融資を受ける事業者であります住友ゴム工業株式会社様、復興特区支援貸付事業を行う金融機関であります株式会社東邦銀行様、福島県を構成員としております。

◎議 事

○会長

それでは、議事に入ります。議事(1)「白河市復興推進計画(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議事に関する説明を申し上げます前に、東日本大震災復興特別区域法の概略についてご説明申し上げます。東日本大震災復興特別区域法は、東日本大震災の発生を受けて、平成23年12月14日に公布された法律でございます。

法律の中で、被災地域が主体となった復興を強力に支援するため、復興特別区域、いわゆる復興特区制度が創設され、この特区において復興のためになされる税・財政・金融上の支援について規定しております。

復興特区制度のうち、利子補給金の制度について、住友ゴム工業株式会社の申請を受け、本市に立地する同社工場の設備投資等に関する事業を本市の復興推進計画に位置づけ、復興特区支援利子補給金の支給を受けることにより、安定的な雇用確保及び新規雇用の創出を図り、本市の復興を推進しようとするものでございます。

それでは、白河市復興推進計画(案)についてご説明いたします。

(以下、白河市復興推進計画(案)の内容説明)

○会長

ただいま説明のあった「白河市復興推進計画（案）」について、ご意見等をお伺いします。

○出席者

意見なし

○会長

ご意見等ないようですので、「白河市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

○出席者（住友ゴム工業株式会社、株式会社東邦銀行）

異議なし

○福島県

異議なし

○会長

原案のとおり決定とします。その他、何かございますか。

○事務局

復興推進協議会を組織した場合は、その旨を公表することとなっておりますので、市のホームページにおいて協議会設置要綱、復興推進計画及び本日の議事内容を掲載いたします。

また、復興推進計画（案）については、事前に復興庁の担当者に内容等について確認をいただいておりますが、本日から提出までに再度、復興庁より指導等があった場合は、計画（案）の変更もありますので申し添えます。その際は、最終的な提出の計画を後ほど、お示しいたします。